インド物品・サービス税 (GST) アップデート

(2018年7月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先:

日本貿易振興機構 (ジェトロ) ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所 E-mail: IND@jetro.go.jp



目次

はし	〕めに	. 1
1.	第 28 回 GST 評議会	. 1
2.	GST 監査	.4
おれ	つりに	.5

インド物品・サービス税(GST)アップデート

はじめに

2017年7月の物品・サービス税(以下、GST) 導入後、約1年経過したが、GST 評議会は引き続き、GST 法を修正している。直近で開催された第28回 GST 評議会では、GST 申告方式に関する重要な修正が行われている。

以下では、2018年7月21日に開催されたGST評議会の決定事項、2018年12月末が期日となるGST年次申告時に必要となるGST監査について説明する。なお、情報は2018年7月30日時点のものである。

1. 第 28 回 GST 評議会

第28回 GST 評議会が2018年7月21日に開催された。当会議においては主に、小規模事業者の事業運営を簡素化するために、四半期ごとのGST 申告制度、原材料等のGST 税率の引き下げが決定されており、評議会によれば、GST 登録業者のうち約93%が当該決定による恩恵を受けるという。また、消費財のGST 税率が引き下げられたことから中流階級層にとっても便益がある内容となっている。

1.1 GST 税率の見直し

約35項目で税率の引き下げ・変更が決定された(主な項目は以下参照)。なお、当該変更は2018年7月27日より有効となっている。

INR:インドルピー

項目	旧税率	変更後税率
白物家電17項目(冷蔵庫、洗濯機、ミキ	28%	18%
サー、ジューサー、掃除機、アイロンな		
ど)		
テレビ (68 センチメートル以下のサイズ	28%	18%
に限る)		
塗料、ニス	28%	18%
お香、香水、化粧品、トイレ用スプレー	28%	18%
靴	500 INR 以下に	1,000 INR以下
	つき 5%	につき 5%

7,500 INR 以上のホテル宿泊料	申告宿泊料に基	実際取引額に基
	づき 28%	づき 28%
サニタリーナプキン	12%	免除
特別目的用の乗用車、トレイラー	28%	18%
ハンドバッグ	18%	12%

1.2 GST 申告フォーム、プロセスの簡素化

年間売上高が 5,000 万インドルピー以下である GST 登録業者に対し、四半期ごとの GST 申告を選択できることを認めた。従来までは 1,500 万インドルピー以下の GST 登録業者のみが四半期申告制度を選択することが可能であったが、四半期申告を選択できる GST 登録業者の範囲を拡大している。四半期申告制度下においても、月次申告と同様に毎月の GST 納税は必要であるが、売上高 5,000 万インドルピー以下の B to C 販売業者には SHAJ、B to B/B to C 販売業者には SUGAM という簡易な申告書類の使用が認められている。なお、当該四半期申告は全 GST 登録業者のうち、約 93%の GST 登録業者が選択可能となる見込みである。

年間売上高が 5,000 万インドルピーを超える GST 登録業者は、新しい申告フォームを用いて 月次で GST 申告をする必要がある。月次申告の期日は翌月の 20 日になる。今回導入される新申告フォームには、Outward Supply (売上高)を報告する表、仕入先がアップロードした請求書に基づき算定された仕入税額控除の表、という 2 表が記載されるのみであり、申告フォームの簡素化が図られている。商品およびサービスの売り手が請求書を GST ネットワークにアップロードし、買い手は、売り手がアップロードしてきた請求書に基づき計算される仕入税額控除の金額を確認、ネットワーク上でロックすることで月次申告で報告する仕入税額控除額が確定する。このため、月次申告書の大部分は、GST 登録業者がアップロードした請求書の情報に基づき自動的に作成されることになる(請求書の"アップロード"→仕入税額控除額の"ロック"→要納税額額の"ペイ"プロセス)

上記請求書のアップデートには期日が設けられており、売り手が翌月 10 日までにアップロードした請求書に係る仕入税額控除につき、買い手は当月の仕入税額控除として利用することが可能となる。翌月 11 日以降にアップロードされた請求書に対する仕入税額控除は、翌月分の仕入税額控除として利用することになる。なお、翌月 11 日以降に請求書をアップロードした場合であっても、売り手は当月分の受け入れ GST として翌月に納付が必要となる。

過去の申告内容を修正し、追加で GST 納付が必要になった場合、修正申告書上で納付も完了させることが提案されている。修正申告と追加税金の納付をまとめて行うことが可能となり、GST 登録業者は遅延利息を減少させることが可能となる。

その他、申告する GST 税額がない場合(購入、売上ともに該当がない場合)に、SMS を用いて申告を完了させるシステムの導入が提案された。

1.3 その他の GST 法の改正内容

サービス提供業者に対しても Composite scheme (簡易課税制度)の利用を認め、前課税年度の売上高の 10%または 50 万インドルピーの、いずれか高い金額まで当該スキームの利用が可能となった。また、評議会は Composite scheme の適用が認められる GST 登録業者の売上高の基準値を、従来の 1,000 万インドルピーから 1,500 万インドルピーに引き上げることを採択した。

リバース・チャージ制度の導入が 2019 年 9 月 30 日まで延期された。また、当面、GST 未登録業者から商品、サービスの提供に課税される GST に対するリバース・チャージ制度の適用は、一定条件の下、特定の品目のみを対象とする旨の提案が行われている。

アッサム、アルナチャル・プラデシュ、ヒマーチャル・プラデシュ、メガーラヤ、シッキム、ウッタラカンドで事業を行う GST 登録業者のうち、売上高が 200 万インドルピー以下の GST 登録業者については GST 納税が免除される。従来までは、売上高が 100 万インドルピー以下の GST 登録業者が対象であったが、免税範囲の拡大が決定されている。

従来までは、同一州内において GST 登録事業所は 1 か所と制限があったが、同一州内の 別々の事業所につき、それぞれ GST 登録を行うことが認められた。

GST 登録の取り消し・解除が容易となった。GSTN は解除の申込書が提出された日から一時停止される。

輸出業者に対して認めれていた輸出時の GST 免除につき、2019 年 9 月 30 日まで延長された。これにより、2019 年 9 月 30 日までは、海路、空路により輸出されるすべての物品につき GST の課税は行われない。

金融やIT セクターにつき、インド国内の人/施設がインド国外の顧客(関連当事者)に対して提供したサービスに対しては、GST の免税が認められた。

電子書籍に対する GST 税率は、従来の 18%から 5%に引き下げされている。

GST 登録業者は同一年度内であれば、クレジットノート、デビットノートを請求書ごとではなく、複数の請求書分をまとめて発行することが認められるようになる。

GST 法の物品およびサービスの提供には該当せず、GST 非課税となる取引に以下の取引を 追加し、当取引には GST が課されない旨、明確にした。

- インデントセールス取引(インド国内に物品を持ち込むことなく、ある非課税区域からほかの非課税区域へ物品を提供するような取引。)
- 保税倉庫内での販売取引
- 公海上での販売取引(High sea sales)

従来まで仕入税額控除が認められていなかった以下の取引につき、当該物品およびサービス 購入時に支払った GST 額の仕入税額控除を認めた。

- ドライバーを含む乗車可能人数が13名を超える旅客用自動車、船舶、航空機
- 銀行、その他金融機関が購入した現金運送用自動車
- 自動車、船舶、航空機に係る損害保険、修理、メンテナンスのサービス
- 雇用主から従業員への提供が法律で義務付けられている物品またはサービス

買い手から売り手に対する代金支払いが、請求書発行後 180 日以内に行われなかった場合、買い手が得た仕入税額控除は取り消される。

従来までは GST が課税されないサービスの輸出に該当するためには、外国通貨で支払いを 選択する必要があったが、ルピー建てで支払いを受ける場合であっても、RBI の合意を条件に サービスの輸出とみなされることになった。

2. GST 監査

GST 登録業者は、会計年度の翌事業年度の12月31日までにGST 年度申告書をForm9を用いて作成し、GSTネットワーク上で電子申告する必要がある。当該フォームは月次申告の内容を合算するかたちで作成されることになるが、申告時に必要となるGST監査について説明する。

2.1 GST 監査の基準

現時点の規定に従えば、年間の売上高が 2,000 万インドルピー以上の GST 登録業者は、公認会計士、またはコスト会計士による監査を受ける必要がある。 GST 登録業者は、以下の書類を電子申告することが要請される。

• Form 9B を用いた GST 年度申告書(会計年度の次年度 12 月 31 日までに申告)

- 監査済の GST 帳簿
- 調整表(申告書で記載の売上金額と財務諸表金額との調整表)、監査済財務諸表
- その他法令で要請される書類

2.2 GST 申告内容の修正

GST 監査等を通じて誤謬や脱漏が検出された場合、GST 登録業者は、一定の利子支払いを条件に過去の申告を修正することができる。ただし、修正の期日は翌年度の9月度申告期日(10月20日)、または年次申告を行った日のうち、いずれか早い日までとなる(10月20日より以前の日付で年次申告を完了させた場合、その年次申告日が修正期日となる)。修正期日を超えて過年度のGST 申告内容を修正することは認められない。

なお、GST 税務当局による税務調査に基づいて過年度の GST 申告の内容を修正することも 認められない。

おわりに

第28回GST 評議会の決定事項は、GST 申告フォームの簡素化を含み、GST 登録業者にとり非常に大きな影響がある内容であった。インド政府は、国内ビジネス環境の改善を目的にGST 登録業者にとって便益のある改革を進めている。引き続き、GST 評議会の決定事項については注目していく必要があると考える。

なお、次回以降の GST 評議会で討議が予定されている事項は以下のとおり。

- 年度申告書 (GSTR 9) の簡素化
- ガソリン、ディーゼルを含む GST 税率の見直し
- One Nation One road tax (国内で統一した自動車税)
- 事前確認制度を管轄する中央組織の編成
- 従業員が支払った立替経費に対する雇用主(会社)の仕入税額控除の申請
- リバース・チャージ制度の縮小と代替的な方法の検討
- 電子決済利用時の GST 減税
- 不動産セクターに対する GST 運用方法の検討